

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社村田組
(法人番号9140001079004)
業者の住所：兵庫県伊丹市西台2丁目7番2号
村田ビル4階
- 2 指名停止措置期間：令和3年9月14日から
令和3年10月13日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要： 株式会社村田組は、請け負った大阪市内の一般工事の現場において、同社の労働者が傷害を負い休業したのに、前記工事現場とは別の同社の資材置き場で前記傷害を負った旨の虚偽の事実を記載した労働者傷病報告書を伊丹労働基準監督署長に提出したことにより、令和3年5月26日付けで労働安全衛生法違反として伊丹簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

指名停止措置要領付表第2第15号「抜粋」

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内